

# 貸金規程

特定非営利活動法人 KUSC

施行日	2024年8月22日
-----	------------

# 目 次

第1章 総則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 適用範囲.....	1
第3条 解釈上の疑義.....	1
第4条 改廃.....	1
第5条 賃金の支払形態.....	1
第2章 賃金.....	1
第1節 賃金の構成.....	1
第6条 賃金の構成.....	1
第2節 基本給.....	1
第7条 基本給の決定.....	1
第3節 諸手当.....	1
第8条 役職手当.....	1
第9条 資格手当.....	2
第10条 通勤手当.....	2
第11条 諸手当に係る届出義務、不正受給時の返還、過払い調整.....	2
第4節 割増賃金等.....	3
第12条 割増賃金等の計算方法.....	3
第13条 固定残業代.....	3
第14条 適用除外.....	3
第15条 代休取得時の取扱い.....	3
第3章 休暇等.....	3
第16条 休暇及び休職期間中の賃金.....	4
第17条 臨時休業の賃金.....	4
第4章 賃金の支払及び計算.....	4
第18条 賃金の計算期間及び支払日.....	4
第19条 賃金の支払及び控除.....	4
第20条 賃金の日割計算.....	4
第21条 不就労控除.....	4
第22条 賃金の非常時払い.....	4
第5章 賃金の改定.....	5
第23条 賃金の改定.....	5
第6章 賞与.....	5
第24条 賞与の支給要件等.....	5
第25条 算定対象期間及び支給月.....	5
第7章 退職金.....	5
第26条 退職金.....	5
附則.....	5
第1条 施行日.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

# 賃金規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本賃金規程（以下「本規程」という。）は、労働基準法（以下「労基法」という。）及び正社員就業規則に基づき、特定非営利活動法人 KUSC（以下「本法人」という。）の正社員の賃金について定めるものである。

2 本規程及びこれに付随する諸規程等に定めのない事項は、労基法その他の法令の範囲内で、そのつど本法人が決定する。

(適用範囲)

第2条 本規程は、正社員就業規則に定める従業員のうち、正社員にのみ適用する。

2 正社員（以下「社員」という。）以外の従業員の賃金に関することについては、別規程によるものとする。

(解釈上の疑義)

第3条 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、関係部署の長及び外部の専門家の意見を勘案し、本法人がこれを決定する。

(改廃)

第4条 本規程は、従業員の過半数を代表する者の意見を聴取の上、理事会の決議により、改廃する。

(賃金の支払形態)

第5条 賃金の支払形態は次のとおりとする。

月給制（月額で賃金を定める制度）

## 第2章 賃金

### 第1節 賃金の構成

(賃金の構成)

第6条 賃金の構成は、次のとおりとする。

支払形態が月給制である社員の月例賃金は、基本給、諸手当及び割増賃金等とする。

### 第2節 基本給

(基本給の決定)

第7条 基本給は、社員の職務内容、技能、勤務成績、実績等を考慮して個別に決定する。

### 第3節 諸手当

(役職手当)

第8条 役職手当は、その対象となる役職に就く社員に下表のとおり毎月支給する。

役職	金額（月額）
部長	150,000円
課長	75,000円
主任	35,000円

- 2 社員が新たに本条第1項に定める役職に就いた場合又は上位の役職に変更となった場合は、発令日の属する賃金計算期間から新しい役職に該当する役職手当を支給する。
- 3 社員が本条第1項に定めるいずれの役職にも就かなくなった場合は、発令日の属する賃金計算期間の翌賃金計算期間（ただし、発令日が賃金計算期間の初日にあたるときは、発令日の属する賃金計算期間）から役職手当を支給しない。社員が本条第1項に定める下位の役職に変更となった場合は、発令日の属する賃金計算期間の翌賃金計算期間（ただし、発令日が賃金計算期間の初日にあたるときは、発令日の属する賃金計算期間）から新しい役職に該当する役職手当を支給する。

（資格手当）

第9条 資格手当は、その対象となる資格・免許等（以下「資格等」という。）を保有し、これを必要とする職務に就く社員に下表のとおり毎月支給する。

資格等	金額（月額）
専門資格手当	50,000円
スキル手当	30,000円
認定資格手当	20,000円
技能手当	10,000円
その他手当	金額については資格の難易度、経験、熟練度によって個別に定める

- 2 資格手当は、本条第1項に定める支給事由が発生した日又は社員の届出を本法人が承認した日のいずれか遅い方の属する賃金計算期間の翌賃金計算期間（ただし、当該事由が発生した日が賃金計算期間の初日にあたるときは、当該事由が発生した日の属する賃金計算期間）から支給し、遅れて届出があった場合は原則として遡及しない。
- 3 本条第1項に定める資格手当の支給事由に該当しなくなった場合又は資格手当の額に変更が生じた場合は、該当日の属する賃金計算期間の翌賃金計算期間（ただし、該当日が賃金計算期間の初日にあたるときは、該当日の属する賃金計算期間）から適用することとし、社員の届出が遅れた場合も同様とする。

（通勤手当）

- 第10条 通勤手当は、通勤のために常に公共交通機関を利用する旨を届出た社員に、月額30,000円を限度として、本法人が認めた合理的かつ経済的な経路にて通勤した場合に要する実費あるいは1か月、3ヶ月又は6ヶ月の通勤定期代に相当する額のうち、いずれか金額の低い方を通勤手当として支給する。
- 2 第1項で届出た通勤経路に変更がある場合は、社員は速やかに本法人に届出なければならない。

（諸手当に係る届出義務、不正受給時の返還、過払い調整）

第11条 社員は本規程に定める各諸手当にかかる変更が生じた場合、すみやかに本法人に届出なければならない。届出を怠ったとき、又は各諸手当の額を不正に受給した場合は、本法人は不正受給額の全額について返還を求めることができる。

2 賃金の過払いが生じた際は、本法人は翌月の賃金から当該過払い分を控除又は返金させることができる。

#### 第4節 割増賃金等

(割増賃金等の計算方法)

第12条 本法人が社員に所定労働時間を超え、又は所定休日等に労働を命じ、社員が命じられた時間又は日に勤務を行った場合、次の各号の算式により割増賃金等を支給する。なお、次の各号に掲げる「法定労働時間」とは原則週40時間、1日8時間をいい、「所定休日」とは法定休日を除くものとする。

(1) 所定労働時間を超え、又は所定休日に労働させた時間が法定労働時間以内であった場合、その労働時間に対する賃金

(基本給+諸手当) ÷ 月平均所定労働時間数 × 当該時間数

(2) 法定労働時間を超えて労働させた場合、その労働時間に対する割増賃金

(基本給+諸手当) ÷ 月平均所定労働時間数 × (1 + 2割5分) × 当該時間数

(3) 法定休日に労働をさせた場合、その日の労働時間に対する割増賃金

(基本給+諸手当) ÷ 月平均所定労働時間数 × (1 + 3割5分) × 当該時間数

(4) 深夜労働(原則として午後10時から午前5時まで)をさせた場合、その労働時間に対する割増賃金

(基本給+諸手当) ÷ 月平均所定労働時間数 × 2割5分 × 当該時間数

2 前各号の月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

1年間で通算した所定労働時間 ÷ 12

3 第1項の諸手当は、次のものをいう。

(1) 役職手当

(2) 資格手当

(固定残業代)

第13条 本法人は、所定労働時間を超えた割増賃金45時間相当分を固定残業代として支給する。ただし、個別の労働契約で45時間未満の時間を設定した場合は、個別の労働契約で明示した時間とする。

2 実際の割増賃金が固定残業代を上回る場合には、差額を支給する。

3 法定労働時間を超える労働に対する割増賃金が固定残業代に満たない場合であって、休日手当、又は深夜割増手当を支給する場合には、固定残業代の残余する額を充当することができる。

4 個別の労働契約において、固定残業代を含まない契約をした場合は、法令通りの割増率で計算した実残業代を支給する。

(適用除外)

第14条 労基法の定めるところによる管理・監督の地位にある者、本法人が機密の事務を取扱うと指定した者は時間外労働及び休日労働による割増賃金の支給対象者とはしない。ただし、深夜労働に対する割増賃金は支給する。

(代休取得時の取扱い)

第15条 代休を取得した場合は、割増賃金のうち割増分のみ支給するものとする。

### 第3章 休暇等

(休暇及び休職期間中の賃金)

第16条 休暇及び休職期間中の賃金の支払については、正社員就業規則及びこれに付属する諸規程等によるものとする。

(臨時休業の賃金)

第17条 本法人の責めに帰すべき事由により、所定労働日に社員を休業させた場合は、休業1日につき労基法に規定する平均賃金の6割を支払う。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあつては、その日の賃金については同法に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

#### 第4章 賃金の支払及び計算

(賃金の計算期間及び支払日)

第18条 賃金の計算期間及び支払日は次のとおりとする。

賃金計算期間：毎月1日から当月末日

支払日：翌月10日

なお、支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前日に繰上げて支払うものとする。

(賃金の支払及び控除)

第19条 賃金は、社員本人に対し、通貨で直接その全額を支払う。

2 前項について社員が同意した場合は、当該社員が指定する銀行その他の金融機関の預貯金口座への振込により賃金を支払う。

3 賃金から控除するものは次のとおりとする。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 雇用保険、健康保険及び厚生年金の保険料の被保険者負担分

(4) 従業員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(賃金の日割計算)

第20条 賃金の支払形態が月給制である社員が賃金計算期間の途中において、入社、退職、休職又は復職した場合、次の算式により賃金を日割して支給する。

(基本給+諸手当) ÷ 賃金計算期間の所定労働日数 × 賃金計算期間における勤務日数

2 本条でいう諸手当は、次のとおりとする。

(1) 役職手当

(2) 資格手当

(3) 通勤手当

(不就労控除)

第21条 賃金の支払形態が月給制である社員が遅刻、早退、欠勤、私用外出等を行った場合、次の算式により不就労時間に係る賃金を控除する。

(基本給+諸手当) ÷ 賃金計算期間の所定労働時間数 × 不就労時間

2 本条でいう諸手当は、次のとおりとする。

(1) 役職手当

(2) 資格手当

(賃金の非常時払い)

第22条 社員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかに該当し、その費用に充てるため、社員から請求があつたときは、賃金支払日前であっても、既往の労

働に対する賃金を支払う。

- (1) 出産し、疾病にかかり、又は災害をうけた場合
- (2) 結婚し、又は死亡した場合
- (3) やむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合
- (4) その他本法人が認めた場合

## 第5章 賃金の改定

(賃金の改定)

第23条 賃金の改定(昇給及び降給のほか、据置きも含む。以下同じ。)は、原則として毎年4月1日に行うものとする。ただし、本法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。

- 2 特別に必要なときは、前項の規定にかかわらず、臨時に賃金の改定を行うことがある。

## 第6章 賞与

(賞与の支給要件等)

第24条 算定対象期間に勤務し、かつ賞与支給日に在籍する社員に支給する。

- 2 賞与の支給額は、本法人の業績と社員各人の勤務成績、賞与対象期間中の勤務実績(在籍期間、勤怠状況)等をもとに決定する。ただし、本法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(算定対象期間及び支給月)

第25条 賞与の査定対象となる期間(以下「算定対象期間」という。)及び支給月は次のとおりとする。

- (1) 算定対象期間：前年12月1日から5月31日 賞与支給月：7月
- (2) 算定対象期間：6月1日から11月30日 賞与支給月：12月

## 第7章 退職金

(退職金)

第26条 退職金は原則として支給しない。

附則

この規程は、令和6年8月22日から施行する。(令和6年8月22日理事会決議)  
令和6年12月23日に全面改定し、令和6年8月22日に遡及して適用する。  
(令和6年12月23日理事会決議)

別表1 基本給（月額）

単位：円

号俸	標準年齢	金額	号俸	標準年齢	金額	号俸	標準年齢	金額
1	20	180,000	17	36	229,000	32	51	305,000
2	21	182,000	18	37	233,000	33	52	309,000
3	22	184,000	19	38	237,000	34	53	313,000
4	23	186,000	20	39	241,000	35	54	317,000
5	24	188,000	21	40	246,000	36	55	321,000
6	25	190,000	22	41	251,000	37	56	325,000
7	26	193,000	23	42	256,000	38	57	329,000
8	27	196,000	24	43	261,000	39	58	333,000
9	28	199,000	25	44	266,000	40	59	337,000
10	29	202,000	26	45	271,000	41	60	338,000
11	30	205,000	27	46	277,000	42	61	339,000
12	31	209,000	28	47	283,000	43	62	340,000
13	32	213,000	29	48	289,000	44	63	341,000
14	33	217,000	30	49	295,000	45	64	342,000
15	34	221,000	31	50	301,000	46	65	342,000
16	35	225,000						